

議員提出議案第4号

違法ダウンロード対策について、著作権者やインターネットを利用する一般国民の意見を尊重することを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成31年3月26日

提出者

14番 藪原 太郎

5番 山本 あつし

24番 西園寺 みきこ

25番 川名 ゆうじ

武蔵野市議会議長 本間 まさよ 殿

違法ダウンロード対策について、著作権者やインターネットを利用する一般国民の意見を尊重することを求める意見書

インターネット上にある雑誌や小説、論文、写真や画像などあらゆるコンテンツについて、著作権を侵害していると知りながらダウンロードすることを違法とする著作権法改正案が示され第198回通常国会への提出が予定されていたが、関係者の理解が十分に得られていないとして文部科学部会と知的財産戦略調査会は文化庁に対し再検討を指示した。

一度は法案提出を了承した部会と調査会が一転して判断を変えるという異例の事態となったのは利害関係者である漫画家を初めとする著作権者、そしてインターネットを利用する一般国民ユーザー双方からの不安の声であったと考えられる。

インターネット環境においては、研究あるいは新たな創作のために、文章の一部、写真や画像などをメモとしてダウンロードし、クリッピングすること、表示されている画面をそのまま画像として保存するスクリーンショットなどは日常的に行われており、こうした行為を違法とする今回の改正案ではインターネット上で資料を収集するという行為が著しく萎縮すると考えられる。その結果、文化の発展の阻害、企業や研究者の国際競争力の低下、インターネットにおける情報の質の劣化などが懸念される。このことは「文化の発展に寄与する」ことを目的とした著作権法の立法趣旨に反する。

その一方でインターネット上には著作権者に無断でコンテンツをアップロードし、公開をしているいわゆる海賊版サイトが多数存在するのも事実であり、著作権者の利益が不当に害されることを見過ごすことはできない。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、違法ダウンロード対策について、著作権者やインターネットを利用する一般国民ユーザーの意見を尊重することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 日

武蔵野市議会議長 本間 まさよ

内閣総理大臣
文部科学大臣

】— あて